

広聴特別委員会

日 時 令和2年3月25日（水）
本会議終了後
場 所 第2委員会室

付議事項

- 1 市議会モニターについて
- 2 その他

山陽小野田市議会モニター設置要綱

(設置)

第1条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見を広く聴取し、反映させることにより、市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策討論会 山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第9条に規定する政策討論会をいう。
- (2) 議会報告会 山陽小野田市議会基本条例第24条に規定する議会報告会をいう。

(職務)

第3条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットにより視聴し、又は議会報告会に参加し、市議会の活動及び運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 市議会の議会だより、ホームページ及びフェイスブックページに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 市議会が実施するアンケート調査に回答すること。
- (4) 市議会との意見交換会に出席すること。

(定員及び任期)

第4条 市議会モニターの定員は、10人程度とする。

2 市議会モニターの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(要件)

第5条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の者
- (2) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若しくは通学するもの
- (3) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

(公募及び選考)

第6条 市議会モニターは公募とする。

2 市議会モニターの選考は、広聴特別委員会において行うものとする。この場合において、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委嘱及び解嘱)

第7条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

(1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(提出された意見)

第8条 議長は、第3条第1号及び第2号の規定により市議会モニターから提出された意見を広聴特別委員会に送付するものとする。

2 前項の規定により意見の送付を受けた広聴特別委員会は、当該意見について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見が他の委員会の所管に関するものであるときは、広聴特別委員会は当該委員会の意見を聞くものとする。

3 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、必要に応じて、当該意見を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(報酬等)

第9条 市議会モニターは無報酬とする。ただし、予算の範囲内で記念品を進呈することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される市議会モニターの任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月5日から施行する。

山陽小野田市議会市民懇談会実施要綱

平成24年3月30日制定

平成25年1月1日改正

平成29年12月5日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第19条第2項の規定に基づき実施する市民懇談会（以下「懇談会」といいます。）について必要な事項を定めるものとします。

(開催手続)

第2条 市内で活動を行う団体及びおおむね10人以上の市民グループ（以下「団体等」といいます。）から議長に懇談会開催の申込みがあった場合において、議長が広聴特別委員会の意見を聴き、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会（以下「委員会」といいます。）等に開催の指示をします。ただし、申込みがあった懇談会のテーマから、派遣する委員会が判断できるときは、広聴特別委員会の意見を聴く必要がないものとします。

2 懇談会の開催を希望する団体等は、山陽小野田市議会市民懇談会申込書（様式第1号）を議長に提出するものとします。

(懇談内容)

第3条 懇談会は、テーマを決めて行うものとし、次の各号のいずれかに該当するものとします。

(1) 市政に関すること。

(2) 市議会に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の重要な事項に関すること。

2 テーマの件数は1件とします。ただし、議長が認めた場合はこの限りではありません。

(懇談会の役割)

第4条 懇談会における司会者、テーマ報告者及び記録者は、該当する委員会において協議し、決定します。

(会場等)

第5条 第2条第1項の規定により開催する懇談会の日程、会場及び市民への周知については、団体等の代表者と議長において協議決定します。

(記録)

第6条 懇談会の記録は、記録者において要点を整理して作成します。

(懇談会)

第7条 懇談会は、2時間程度とし、次第はおおむね次のとおりとします。

- (1) 開会あいさつ
 - (2) 出席者紹介
 - (3) テーマの趣旨説明
 - (4) テーマの報告
 - (5) 意見交換
 - (6) 閉会あいさつ
- (資料)

第8条 第2条第2項に基づき団体等から懇談会開催の申し込みがあった場合、該当する委員会等は、報告内容を協議します。

2 懇談会での配布資料は、該当する委員会等が作成します。

(結果の処理等)

第9条 委員長等は、懇談会終了後、文書による報告書を議長に提出します。

2 市行政に対する要望、提言等で重要と思われるものについては、議長において取りまとめ、市長に文書等で報告し、対応を求めます。

3 第1項の報告書並びに前項の規定による報告及びその対応状況については、市議会ホームページ等に速やかに掲載します。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとします。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成29年12月5日から施行します。